

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

生活保護法の一部改正に伴い、地方公共団体が条例で定めることにより独自に個人番号を利用する事務において利用し、または提供することができる特定個人情報の範囲を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項の表 3 市長の項特定個人情報の欄中「就労自立給付金」の次に「もしくは進学準備給付金」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

参 考 資 料

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の一部改正に伴い、地方公共団体が条例で定めることにより独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）において利用し、または提供することができる特定個人情報の範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

独自利用事務において利用し、または提供することができる特定個人情報のうち、「生活保護関係情報」の範囲を次のように改める。（別表第 2 第 2 項の表関係）

改正後	現 行
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施または就労自立給付金_____の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 施行期日

公布の日

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく
個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）

改正後	現行	備考																																																
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="185 555 985 595"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>2 別表第1の右欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="185 635 985 1141"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4～11</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略			執行機関	事務	特定個人情報	1～2	略		3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			略			略			略	4～11	略		<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 法別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="1093 555 1892 595"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>2 別表第1の右欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="1093 635 1892 1141"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金_____の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4～11</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略			執行機関	事務	特定個人情報	1～2	略		3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金_____の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			略			略			略	4～11	略		
略																																																		
執行機関	事務	特定個人情報																																																
1～2	略																																																	
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの																																																
		略																																																
		略																																																
		略																																																
4～11	略																																																	
略																																																		
執行機関	事務	特定個人情報																																																
1～2	略																																																	
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金_____の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの																																																
		略																																																
		略																																																
		略																																																
4～11	略																																																	
<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>																																																		